

特定非営利活動法人 TOPPERS プロジェクト
入会金及び会費の額に関する細則

平成15年9月12日制定

(目的)

第1条 この細則は、特定非営利活動法人 TOPPERS プロジェクト定款第8条の規定に基づき、入会金及び会費の額を定めることを目的とする。

(入会金の額)

第2条 団体正会員の入会金を100,000円、個人正会員の入会金を20,000円、準会員の入会金を5,000円、特別会員の入会金を0円とする。

(会費の額)

第3条 年会費は各事業年度毎に納付するものとする。

2 団体正会員の年会費を1口100,000円、個人正会員の年会費を1口20,000円、準会員の年会費を1口5,000円とし、いずれも1口以上とする。

3 前項の規定にかかわらず、10月1日以降に入会した正会員及び準会員の会費は、前項の規定の2分の1の額とする。

4 特別会員の年会費を0円とする。

(附則)

1 この細則は、平成15年10月1日から施行する。